

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 5年 6月15日	
島根県知事	殿
	提出者 住 所 島根県出雲市知井宮町1番地 氏 名 株式会社 ナカサン 代表取締役 中筋 雄三 電話番号 (0853) 22-8112
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 ナカサン
事業場の所在地	島根県出雲市知井宮町1番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合建設業・舗装材料製造業・生コンクリート製造業
② 事業の規模	資本金 8900万 売上高 10億4000万円
③ 従業員数	32人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	発生 → 収集・運搬 → 委託処理 (自社又は委託) (最終又は再生) ※別表1 種類別排出処理状況参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙：別表2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別表1 参照	
	排 出 量	1 7 4 5 . 0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・社内パトロール、打合せでの産業廃棄物に関する管理及び抑制指導		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別表1 参照	
	排 出 量	1 4 0 0 . 0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・社内パトロール、打合せでの産業廃棄物に関する管理及び抑制指導 ・減量化の促進（脱水処理、有価物の分別、梱包の簡略化）		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類、汚泥は他の廃棄物に混入しないよう分別・保管を実施
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記内容を引き続き実施

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（アスコン）	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	232.0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・再生アスファルト合材で利用		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（アスコン）	無機汚泥
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	150.0 t	5.0 t
	（今後実施する予定の取組） ・再生アスファルト合材で利用		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.0 t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	無機汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	5.0 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・脱水、乾燥方法の改善し、減量化を図る		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0.0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0.0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別表1 参照	
	全 処 理 委 託 量	1 5 1 3. 0 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1 4 0 4. 1 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1 3 0 1. 4 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0. 0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0. 0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別表1 参照	
	全処理委託量	1245.0 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1245.0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1064.5 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・再利用が可能である廃棄物は、再生利用業者へ処理委託する。 ・可能な限り優良認定処理業者から選定する		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

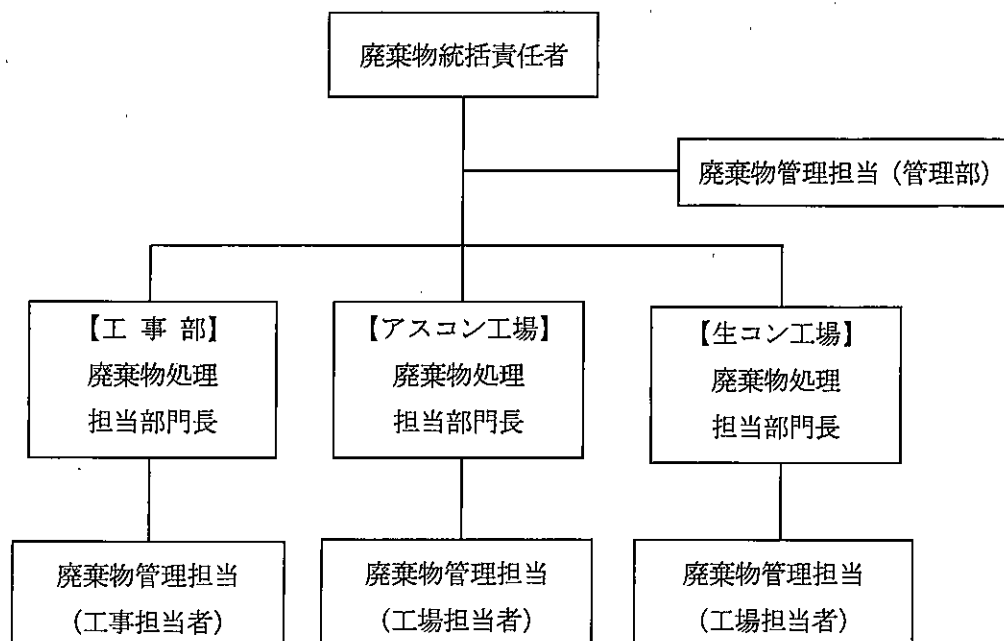
別表 1

産業廃棄物の種類別排出・処理状況(令和4年度実績・令和5年度目標)

廃棄物の品目		性状	排出量(基準量) (t/年)										処理方法 【凡例】 ○ : 自己処理 ● : 委託処理
			令和4年度実績					令和5年度目標					
			発生量	自社中間処理	優良認定 処理業者委託	熱回収認定業 者へ処理委託	再生利用業者へ の排出量	発生量	自社中間処理	優良認定 処理業者委託	熱回収認定業 者へ処理委託	再生利用業者への 排出量	
がれき類	固形	1533.4	232.0	1227.3	0.0	1301.4	1214.0	150.0	1064.0	0.0	1064.0	骨材化(破碎・選別) ● 再資源化(破碎・選別) ○	
廃プラスチック類	固形	5.0	0.0	2.5	0.0	0.0	5.0	0.0	5.0	0.0	0.0	埋立[安定型] ●	
金属くず	固形	0.8	0.0	0.8	0.0	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0	0.5	破碎・選別・焼却・圧縮[安定型] ●	
紙くず	固形	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0	0.0	焼却 ● ⇒埋立[管理型] ●	
木くず	固形	36.8	0.0	4.6	0.0	0.0	30.0	0.0	30.0	0.0	0.0	破碎・焼却 ●	
無機汚泥	固形	168.8	0.0	168.8	0.0	0.0	150.0	5.0	145.0	0.0	0.0	脱水・乾燥 ○ 埋立[安定型] ●	
合 計		1745.0	232.0	1404.1	0.0	1301.4	1400.0	155.0	1245.0	0.0	1064.5		

別表 2

管理体制（廃棄物処理に関する管理組織等）



役 割	廃棄物統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物処理計画の策定・改廃の承認 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理担当 （管理部）	○年度毎の廃棄物処理計画（案）の作成 ○関係部門から集計報告される産業廃棄物に関する情報の集計・管理を行う。 ○関係監督官庁への各種報告業務を行う。 ○社員、関連会社に対する教育、啓発資料の収集・作成を行い、関係部門に対する情報提供、支援を行う。 ○その他関係する事項
	廃棄物処理担当部門長 （補佐／部門事務）	○施工現場又は生産工場より報告された処理業者、再生利用業者の決定を行う。 ○関係部門における廃棄物管理状況の把握と改善、指導の業務を行う。 ○部門毎における産業廃棄物管理票の管理・保管を行う。 ○廃棄物処理計画に基づく、社員・関連協力業者に対する教育、啓発を行う。
	廃棄物処理担当 （工事担当者・工場担当者）	○発生元として廃棄物管理の責任を持つと共に、本処理計画及び共通仕様書等に従い、工事部門は施工計画書を作成する。 ○当該現場における最適な業者選定を行うため、現場近隣における処理業者、再生利用業者の調査を行う。 ○その処理業者との委託契約締結を行う ○廃棄物の発生～処理時に、産業廃棄物管理票の交付～整理～集計、部門廃棄物管理担当者への提出を行う。